

成田市農地等利用最適化  
推進施策に関する意見書

令和8年3月27日

成田市農業委員会

成田市農地等利用最適化  
推進施策に関する意見書について

貴職におかれましては、本委員会の活動に多大なご理解ご協力を賜り、また農業振興に対するご配慮をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和5年4月に農地法が改正され、農地取得時に必要な下限面積要件、いわゆる5反歩要件が廃止されました。これにより、小規模な農地で農業を始めることが可能となり、新規参入の促進、農地の流動化、地域農業の活性化などが期待されるようになったところです。

しかしながら、本市の農業従事者は年々高齢化が進み、担い手不足も深刻化しており、農地の貸し手にも不安が広がっております。また、新規就農の状況といたしましては、家庭菜園などで小規模な農地を取得する個人は増加傾向にあるものの、営農を目的とする新規就農は技術面や資金面、農地確保の難しさなどの要因から、十分に進んでいない状況にあります。さらには、圃場環境の悪い農地は遊休化が進行しており、有害鳥獣による農作物の被害対策にも苦慮しております。その他にも、農業資材や肥料、燃油の価格高騰などが重なり、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いていることから、将来にわたり農家が安定した生活を送れるよう、小中規模農家を含めた多様な担い手を支援していくことが求められております。

つきましては、農業が魅力ある産業として次世代に引き継ぐため、実効性のある施策展開と関係する予算の確保及び、国・県への働きかけ等にも特段のご配慮を賜りたく、農地等利用最適化推進施策の改善について、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和8年3月27日

成田市長 小泉 一成 様

成田市農業委員会  
会長 諏訪 恵 昨

## 成田市農地等利用最適化推進施策に関する意見書

### 1 担い手への農地利用の集積・集約について

- ① 「地域計画」では、10年後の目標地図を策定したところである。今後とも定期的に意見集約を図るとともに、行政が主体となって関係機関と連携しながら、地域での話し合いを進め、地域計画のブラッシュアップを行うこと。
- ② 後継者のいない農地等については、農地中間管理機構の活用を図りつつ、地区内の担い手を中心に出し手と受け手のマッチングを図り、農地の集積・集約化を推進すること。
- ③ 農業の生産効率の向上を図るため、農地の大区画化の促進や農道整備等の基盤整備を進めること。

### 2 遊休農地の発生防止・解消について

- ① 農業従事者の高齢化及び後継者不足により、農地の維持管理が難しくなっていることから、大規模農家は基より中小規模の農業経営体に対する市独自の支援制度を考えること。
- ② 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法による移転等に伴い、取り残された農地等を管理する必要があることから、新たな農業法人を設立するなど様々な意見・要望が引き続き出ている。これに市としても、公益財団法人成田市農業センター事業の見直しなどを含め、積極的な対応を図ること。
- ③ 圃場環境の悪い谷津田などの条件不利地は遊休農地が発生しやすいため、日頃から農地パトロール等により状況把握に努めているが、市としても暗渠排水工事に対する補助事業の更なる拡充など、遊休農地を発生させないための支援制度を充実させること。

### 3 新規参入の促進について

- ① 地域の担い手などと連携し、行政、関係機関が一体となって、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、新規就農者等の新たな担い手に対して、就農に関するサポートや栽培技術に係る各種研修会などの場を設けること。
- ② 農産物の情報をはじめ、本市の農業の魅力や活動状況について様々な媒体を活用しながら広くPRすること。農業への人材の呼び込みを図り、生産から販売に至るまで経営のノウハウを持つベテラン農家を紹介するなど、関係機関と連携し、総合的な支援を図ること。

### 4 その他

- ① 若い人たちが農業という職業を選んでもくれることを望む。そのためにも地域の子供たちに農業の魅力を伝えていくこと。